

わたしの相続人になるのは誰だろう？

相続人の範囲は法律で決められています。相続順位を確認してみましょう。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者 	子 
第2順位 子がなく、 親がいる場合	配偶者 	親 
第3順位 子と親が 共になく、 兄弟姉妹がいる場合	配偶者 	兄弟姉妹 

- メモ**
- 配偶者は常に相続人となります。
 - 配偶者がいない場合は、上記の相続順位にしたがって相続します。
 - 相続人となる子や兄弟姉妹が死亡している場合は、その子（被相続人にとっての孫や おい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）

「家系図」であなたの相続人となる人を確認しておきましょう。 [➡ \(6ページ参照\)](#)

● 遺言書の有無

記入日

年

月

日

作成している

作成していない

自筆証書遺言

保管場所

法務局

その他 ()

公正証書遺言

保管場所

公証役場 ()

その他 ()

)

遺言書の作成

「のこす財産が少ないなら遺言書は必要ない」と思っていないですか。財産の多い少ないにかかわらず、遺言書は財産に関するご自身の意思や想いを確実に伝えるための手段です。遺言書があればスムーズに相続手続が進むため、可能な限り作成しておくとい良いでしょう。

遺言書には、

1 自筆証書遺言

遺言者本人が
自書で作成する

2 公正証書遺言

公証役場で
遺言者から聞いた
内容を公証人が書いて
作成する

3 秘密証書遺言

内容を秘密にしたまま、
存在だけを公証人と
証人2人以上で証明して
もらう方式

の3種類があり、一般的に利用されるのは1と2です。

内容がシンプルなら、一人で完結できて費用もかからない自筆証書遺言が手軽ですが、紛失や発見されない可能性があったり、改ざんの恐れがあったりなどデメリットもあります。

そのデメリットをカバーするのが、法務局の **自筆証書遺言書保管制度** です。

➡ (27 ページ参照)

保管制度を利用せずに自宅などで保管された自筆の遺言書は、開封前に家庭裁判所の検認が必要です。故意であるかどうかにかかわらず、検認前に開封してしまうと過料の対象となります。トラブルを防ぐためにも、遺言書の封筒に「開封せずに家庭裁判所へ」などと書き添えると良いでしょう。

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	遺言者本人が遺言の全文・日付・氏名を自書し、押印する (財産目録は各ページに署名・押印すればパソコンで作成可)		2人以上の証人のもと、遺言者が公証人に遺言の趣旨を伝え、公証人が遺言書を作成。原本となる電磁的記録に全員が電子サインをする。電子データまたは紙で交付
費用	かからない	保管申請手数料 1件3,900円	財産の価額に応じた手数料が必要
保管方法	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場で厳重に保管
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成費用がかからない ● 作成に手間がかからない ● 内容に不備があると無効になる可能性がある ● 自宅保管の場合、紛失や改ざんの恐れがある ● 自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある 		<ul style="list-style-type: none"> ● 無効な遺言書になりにくい ● 紛失や改ざんの恐れがない ● 公証人が出張して作成することが可能

財産情報

デジタル化が進み、ネット銀行やネット証券などの利用も増えています。目に見えない口座は特に、一覧化しておくことが大切です。財産を把握することは、相続について考える機会にもなります。

●資産

記入日

年

月

日

預貯金など

金融機関名	支店	口座番号	種別
			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 貸金庫 <input type="checkbox"/> その他 ()
			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 貸金庫 <input type="checkbox"/> その他 ()
			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 貸金庫 <input type="checkbox"/> その他 ()

株式・債権・投資信託など

証券会社	支店	口座番号	種別
			<input type="checkbox"/> 株式 <input type="checkbox"/> 投資信託 <input type="checkbox"/> 債券 <input type="checkbox"/> その他 ()
			<input type="checkbox"/> 株式 <input type="checkbox"/> 投資信託 <input type="checkbox"/> 債券 <input type="checkbox"/> その他 ()

不動産

種類	所在地・用途	名義人	持ち分
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> その他 ()			

●負債

記入日

年 月 日

借入金・ローン

借入目的	借入先	金額	返済方法・期日	備考 (契約書の保管場所など)

●その他（自動車・貴金属などの動産・貸付金・積立金など）

記入日

年 月 日

種類	内容	保管場所	備考

キーワード

不動産の名義変更（相続登記）

土地や建物を所有していた方が亡くなり相続が発生したときに、名義変更（相続登記）を放置しておくと、相続人がどんどん増えて手続きが難しくなります。ご自身が管理している不動産の中に、亡くなった方の名義のままになっているものはありますか？

相続登記の申請が、令和6年度より義務化されています。

詳しくはこちら



暗証番号、ID・パスワードは、別紙に記載し保管するなど、適切に管理しましょう。

保険・年金のこと

生命保険は、一定期間を過ぎてしまうと保険金を請求できなくなる可能性があります。受取人が契約の存在を知らず、請求権を失ってしまうことにならないよう、受取人にはあらかじめ伝えておきましょう。

●保険

記入日

年

月

日

生命保険・医療保険・介護保険・共済など

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 死亡 医療 介護 その他

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 死亡 医療 介護 その他

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 死亡 医療 介護 その他

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 死亡 医療 介護 その他

火災保険・地震保険

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 火災 地震

保険会社	証券番号	受取人	備考(保険証券の保管場所など)

種類 火災 地震

その他の保険 (自動車任意保険など)

保険会社	種類	証券番号	受取人	備考 (保険証券の保管場所など)

●年金

記入日

年 月 日

公的年金

種類	基礎年金番号	備考(年金手帳、年金証書の保管場所など)

企業年金・個人年金 (個人年金保険・iDeCo など)

名称	番号・記号等	備考(書類の保管場所など)